漂流·漂着ゴミ国内削減方策モデル調査 報告概要

モデル地域における漂流・漂着ゴミの実態と今後の対策のあり方

平成21年3月 環境省地球環境局

1.モデル調査の背景

- 1.1 漂流・漂着ゴミの問題点
- ▶ 不特定多数が排出者であり、ゴミの排出者責任を問うことが困難。
- ▶ 河川の上流域や海外など、発生源が広域にわたる。
- ▶ ゴミの発生する場所と流れ着〈場所が異なることが多い。
- ▶ 量が多く、また、多様なゴミがあることから、処理費の捻出が困難 となり、そのために回収・処理が追いつかない場合もある。
- ▶ 人がアクセスし難い岩場等にもゴミが漂着し、回収が困難な場合が多い。
- ▶ 漂着ゴミ問題は、多くの場合には景観を損なう、船舶の運航に支 障が生じる等、直接健康に対する甚大な被害はなく、また、日常的 には人の目につきにくいため、環境上の支障として認識されにくい。





1.モデル調査の背景

1.2 漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

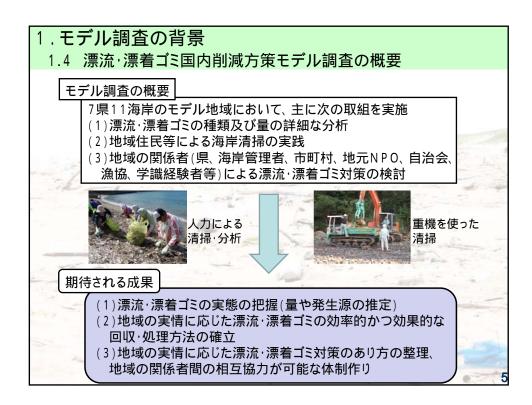
- 土地又は建物の占有者(<u>占有者がいない場合には管理者)がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない</u>(廃掃法第5条第1項)

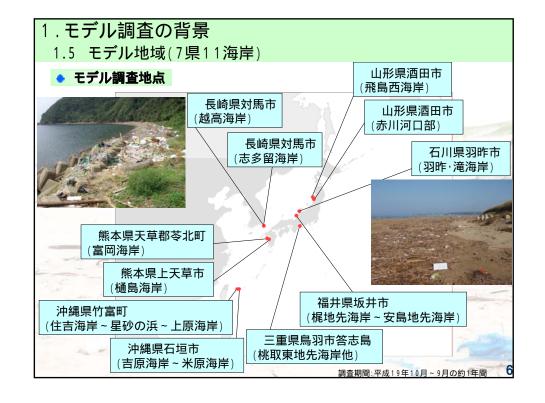
「海岸法」

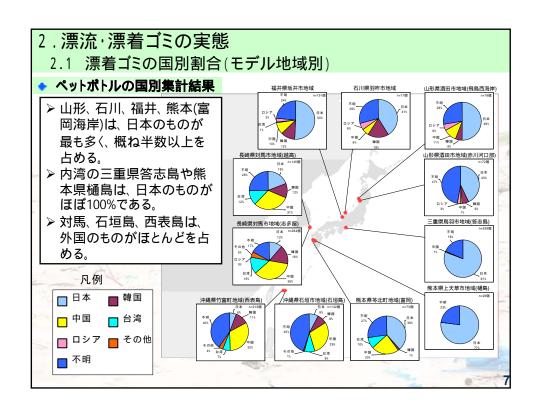
- <u>海岸管理は海岸管理者(通常は都道府県知事)が行う</u> (海岸法第5条等)。
- 海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務(同法第40条の4)。
 - 従って、どの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸 管理者の裁量に委ねられている。

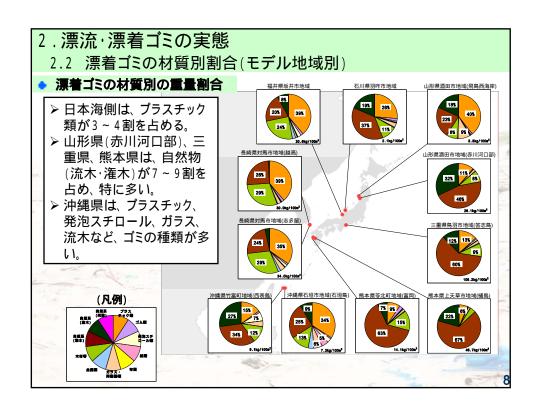
1.モデル調査の背景

- 1.3 漂流・漂着ゴミの処理等に係る関係者の役割
- <漂流・漂着ゴミ対策関する関係省庁会議とりまとめ(平成19年3月)>
 - 1.漂流・漂着ゴミの対応について
 - 漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないもの の、公物管理上、清潔の保持に努めなければならず、漂流・ 漂着ゴミの対応に関する義務を負う。
 - しかしながら、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量の ゴミが漂着した場合に、<u>市町村が漂着ゴミの処理を行わざる</u> を得ない場合がある。
 - 都道府県の中には、市町村に対して補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。
 - 2. 真に現場の求める解決に向けて
 - 関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面 の施策としては最も有効。









2.漂流・漂着ゴミの実態

- 2.3 漂着ゴミの種類別ランキング(全モデル地域)
- **生活系**のゴミ(ふた・キャップ、食品容器、ストロー、タバコ等)が最も多い。
- ▶ 漁業系のゴミ(ロープ·ひも、ウキ·フロート等)も多く見られる。
- ▶ 木材等、
 事業系と考えられるゴミも大きな重量を占める。

<個数によるランキング>

< 重量によるランキング >

| 凡例 | | | | | |
|----|--------|--|--|--|--|
| | 生活系のゴミ | | | | |
| | 漁業系のゴミ | | | | |
| | 事業系のゴミ | | | | |
| | その他 | | | | |

| | 順位 | |
|---|------|----------------|
| | (個数) | 名称 |
| 2 | 1 | 硬質プラスチック破片 |
| | 2 | 発泡スチロール破片 |
| | 3 | プラスチックシートや袋の破片 |
| | 4 | カキ養殖用パイプ |
| | 5 | ガラスや陶器の破片 |
| | 6 | ロープ・ひも |
| | 7 | ふた・キャップ |
| | 8 | 食品の包装・容器 |
| - | 9 | 生活雑貨 |
| | 10 | 袋類 (農業用以外) |
| H | 11 | 荷造り用ストラップバンド |
| П | 12 | ストロー・マドラー |
| - | 13 | 木類等 |
| | 14 | 飲料用プラボトル |
| | 15 | ウキ・フロート・ブイ |
| | 16 | かご漁具 |
| 5 | 17 | タバコの吸殻・フィルター |
| | 18 | 使い捨てライター |
| | 19 | 金属破片 |
| | 20 | 飲料ガラスびん |
| | | |

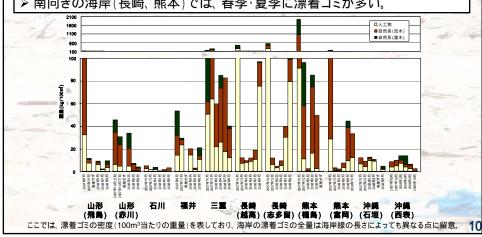
| 順位 (重量) | 名称 |
|------------|----------------|
| 1 | 潅木 |
| 2 | 流木 |
| 3 | 木類等 |
| 4 | 硬質プラスチック破片 |
| 5 | ロープ・ひも |
| 6 7 | 生活雑貨 |
| | ウキ・フロート・ブイ |
| 8 | 飲料ガラスびん |
| 9 | 漁網 |
| 10 | ガラスや陶器の破片 |
| 11 | 飲料用プラボトル |
| 12 | くつ・サンダル |
| 13 | プラスチックシートや袋の破片 |
| 14 | ふた・キャップ |
| 15 | 発泡スチロール破片 |
| 16 | かご漁具 |
| 17 | 発泡スチロール製フロート |
| 18 | タイヤ |
| 19 | 食品の包装・容器 |
| 20 | ドラム缶 |

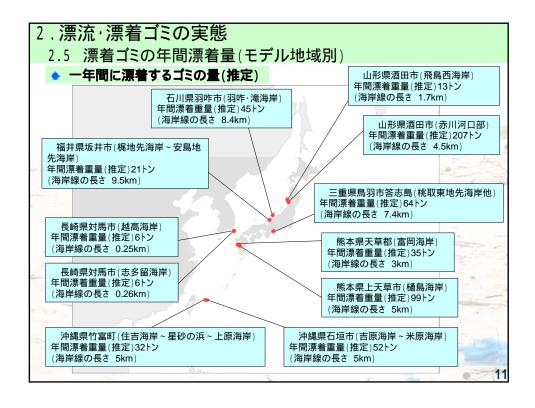
2.漂流・漂着ゴミの実態

2.4 漂着ゴミの量の季節変動等

◆ 漂着ゴミの蓄積量と季節変動

- > これまでに蓄積した漂着ゴミの量が非常に多い地域(長崎、熊本等)があるが、 清掃後すぐに漂着ゴミが大量に蓄積するわけではない。
- ▶ 北~西向きの海岸(山形、石川、福井、沖縄)では、冬季に漂着ゴミが多い。
- ▶ 南向きの海岸(長崎、熊本)では、春季・夏季に漂着ゴミが多い。



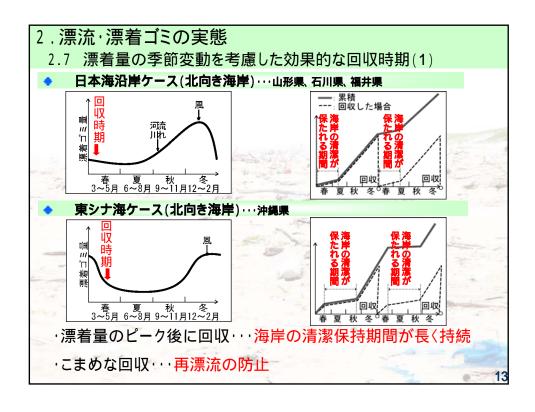


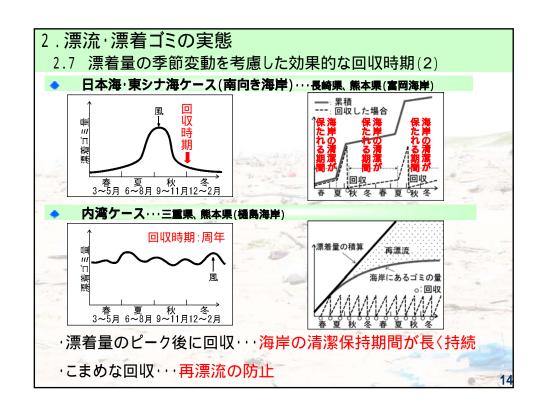
2.漂流・漂着ゴミの実態 2.6 一年間に漂着するゴミの回収・処理費の試算

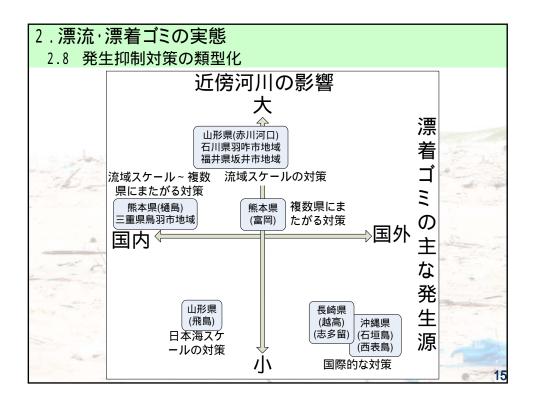
| | | 推定年間 漂着量 (重量、t) | 推定年間 漂着量 (容量、m³) | 費用推定の条件等 | 回収費 (万円) | 収集・ 運搬費 (万円) | 処分費 (万円) | 総費用 (万円) | 1km当たり の費用 (万円) | 1t当たり の費用 (万円) |
|---|-----------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-----------------------|----------------------|
| | 山形県(飛島) | 13 | 45 | 小型船舶3隻 | 0 | 93 | 68 | 435 | 256 | 33 |
| | 山形県 (赤川河口部) | 207 | 863 | 処理困難物は重機を 使用し回収・搬出 | 1163 | 72 | 538 | 1773 | 394 | 9 |
| | 石川県 | 16 | 76 | | 144 | 69 | 37 | 250 | 29 | 16 |
| | 福井県 | 21 | 124 | | 43 | 3 | 17 | 64 | 22 | 3 |
| | 三重県 | 64 | 492 | | 25 | 26 | 4 | 55 | 55 | 1 |
| | 長崎県 (越高・志多留) | 11 | 60 | 島内処理を中心 | 12 | 10 | 15 | 27 | 53 | 2 |
| | 熊本県(樋島) | 99 | 619 | 全量を回収 | 223 | 141 | 144 | 508 | 677 | 5 |
| - | 熊本県(富岡) | 35 | 269 | 全量を回収 | 89 | 77 | 56 | 221 | 74 | 6 |
| - | 沖縄県 (石垣島) | 54 | 315 | 通常の運搬処分 | 47 | 64 | 141 | 252 | 71 | 5 |
| | 沖縄県 (西表島) | 32 | 229 | 通常の運搬処分 | 29 | 113 | 99 | 241 | 89 | 8 |

- 注①回収費については、海岸清掃の作業員がボランティアとなっており、地域住民等からの多大な協力がある。 ②処分費のうち、一般廃棄物処理施設において市町村が処理をするゴミの部分については、市町村が処理費用を 負担している。
 - ③回収・処理費には含まれてはいないものの、実際の海岸清掃活動を行うには、作業員の確保、行政との調整、各種手続き等を行うコーディネーターの負担がある。 ④費用は、地域の海岸清掃に係る実態を考慮して試算している。

- ⑤ボランティアの交通費は、飛島西海岸までのフェリー代以外は含まれていない。







3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

3.1 清掃活動の現状と課題

◆ 清掃活動の現状

- ➤ NPO、自治会等が中心となり、定期 的に海岸清掃活動が行われている。
- ▶ 地元NPO、自治会等が人集めから 運営までを担っており、資金確保の 面で、不安定要素が多い。
- ▶ ボランティア等により回収されたゴミは、当該市町村の廃棄物処理施設で処分されている。
- ▶ 離島では、焼却施設の能力の問題から、処分できない場合がある。

◆ 清掃活動の課題

- ▶ ボランティアによる回収が中心となるため、継続的に多くの清掃活動参加者を確保することが困難である。
- ▶ 回収する際の手袋、ゴミ袋等の消耗 品、参加者の保険等の資金の安定 確保が必要である。
- ➤ 一般廃棄物の処理費用は、当該市 町村の負担となっている。
- ▶ 処理困難物が未回収のまま、海岸に放置されることが多く、また、処理の費用負担の問題がある。
- ▶ 海岸管理者の主体的な取組例は限られている。

- 3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方
 - 3.2 清掃活動のあり方の方向性
- ◆ 先進地事例
- ▶美しい山形の海プラットフォーム(山形県)
- ▶クリーン・ビーチいしかわ(石川県)
- ▶財団法人かながわ海岸美化財団(神奈川県)
- ▶「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業(香川県)
- ◆ 地域関係者の協働のポイント
- ▶ 漂着ゴミの回収には、地域住民・ボランティアの参加・協力が不可欠。
- ▶ 行政は、適切な役割分担の下、これら地域住民等による海岸清掃活動を支援することが重要(用具の提供や回収ゴミの処理等)。
- ▶ 行政は、地域住民やボランティア団体等と互いに協力し、情報を 共有しあって、緊密な関係を築くことが重要。
- ▶ 関係者間の相互協力が可能な体制作りを進めるため、連絡調整のネットワークや、これを統合化する組織が必要。

3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方 3.3 相互協力が可能な体制作りについて ◆ 関係機関・団体の役割分担 関係省庁会議とりまとめを踏まえた 対策(状況の把握、国際的な対応も含めた) 発生源対策、被害が著しい地域への対策) の実施 ・海洋基本計画の実施 地方交付税の措置 国・県の補助金 都道府県 市町村 の活用 廃棄物発生抑制の (海岸管理者等) 管理海岸の清潔の保持 適正処理確保のための方策 海岸清掃計画等の策定 廃棄物の適正処 (公共処理施設での処理、 海岸清掃のための財政措置 物的・人的資源確保 理の助言・指導 許可制度、再利用制度、民間 委託等) 《住民団体等》 学校・教育関連 事業者 ・環境教育ツールとしての 海岸清掃の実施 ・環境教育の推進 ・廃棄物の滴下処理 連携・協働 支援 ・環境負荷の低い製品・ サービスの提供・海岸清掃活動への参加 ・専門的情報の提供 自主的な海岸清掃活動・

普及啓発の実施

・海岸清掃活動への参加・協力 ・マナー・モラルの徹底 ・3R等によるエコライフの実践

自治会・NPO等民間団体

地域住民

17

3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

3.4 各モデル地域の体制作りの方向性

| 国 | | 市町 | 地域住民等 | | | | |
|-----------|---|--|---|--|--|--|--|
| | 美しい山形の海プラットフォームの活用・継続・強化 | | | | | | |
| 補助金の交付技術的 | クリーン・ピーチいしかわの活用・継続・強化 | | | | | | |
| | 漂流・漂着ゴミに関す る検討会を設置 | プラットフォーム設 立の準備 | 定期的な海岸清 掃の継続 | | | | |
| | | | 県の呼びかけを 通じたNPOの連 携。 | | | | |
| | | | 定期的な海岸清 掃の継続 | | | | |
| 又接 | 天草地域漂流・漂着ゴミパートナーシップ体制の推進 (国、県、市町、NPO等民間団体、地域住民との連携・協働体制の構築・推進) | | | | | | |
| | ・「情報共有」「清掃計画策定」「回収体制確立」「コスト 削減対策」に関する関係者による個別協議の実施 ・漂着ゴミ対策に係る協議会の設立 ・プラットフォーム設立の準備 | | | | | | |
| | 補助金の交付 | 美しい山形の海ブラットピー 漂流・漂着ゴミに関する検討会を設置 伊勢湾再生会議への本モデル調査結果の情報 提供。 漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画の推進 天草地域漂流・漂着ゴミ(国、県、市町、NPO等制の構築・推進)・「情報共有」「清掃削減対策」に関する関係・漂着ゴミ対策に係る | 美しい山形の海ブラットフォームの活用 クリーン・ピーチいしかわの活用・総 漂流・漂着ゴミに関す る検討会を設置 伊勢湾再生会議への本 モデル調査結果の情報 提供。 袋の配布。 源流・漂着ごみ問題解 決のための行動計画の 推進 天草地域漂流・漂着ゴミパートナーシップ体制 (国、県、市町、NPO等民間団体、地域住民と制の構築・推進) ・「情報共有」「清掃計画策定」「回収体制削減対策」に関する関係者による個別協議の第・漂着ゴミ対策に係る協議会の設立 | | | | |

3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

3.5 発生抑制対策の現状と課題

発生抑制対策の現状

▶ 一般的なゴミの発生抑制対策として実施

不法投棄の防止 環境教育を通じたゴミの発生抑制 全県的なゴミの発生抑制対策

- ·長崎県廃棄物処理計画
- ・沖縄県「ちゅら島環境美化条例」
- ➢ 漂着ゴミに特化した取組 イベントや海岸清掃等を通じた漂着 ゴミ問題の周知と啓発活動
 - ・福井県坂井市(水辺環境フォーラムみくにの海からSOS)
 - ·長崎県対馬市(韓国の釜山外語大学校と九州周辺大学・地域との合同海岸清掃活動)

発生抑制対策の課題

- ▶ 漂着ゴミの現状と問題点を国民に分かりやすく伝える発生抑制に向けた 普及啓発の推進
- ➢ 河川流域における発生抑制に向けた連携等の取組の強化
- ♪ ゴミの発生源を踏まえたきめ細やか な対策を実施するための発生源推 定調査
- ▶ 海外由来のゴミの発生抑制に向けた 関係国との連携・協力の強化

- 3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方
 - 3.6 発生抑制対策のあり方の方向性

• 生活系ゴミの発生抑制

- ➤ モデル調査の成果を踏まえた漂着ゴミの普及啓発用パンフレットの作成
- ▶ 地方公共団体等と連携した国民への普及啓発

◆ 漁業系ゴミの発生抑制

▶ 漁業者、水産関係者等による漁具等 の適正な使用・管理の徹底

◆ 自然系のゴミの発生抑制

- ▶ 林地残材の適正処理等、山林等の 管理につながる施策の実施
- ➢ 河川流域から流出したと思われる灌木(アシ、ヨシ)の流出防止のための施策の実施

流域等の広域的な発生抑制

- ➢ 漂流・漂着ゴミ問題の河川上流域への周知と発生抑制の呼びかけ
- ▶ 農業用水路等におけるゴミの回収の 推進等、陸域からのゴミの流出を減 らすための施策の実施

発生源を踏まえたピンポイントの 発生抑制

- ▶よりきめ細やかな発生源推定のための実態調査の実施
- ▶ 漁業系、事業系ゴミ等、特定の品目 に焦点を絞った発生抑制対策を講じ るための、関係者間の協議及び連携 した取組の実施

- 3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方
 - 3.7 海外由来の漂流・漂着ゴミに関する取組
- ▶ 国による関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築
- ▶「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の枠組みを活用した 取組・経験の共有(モデル調査の成果の発信)
- ▶ 関係国と協力した普及啓発キャンペーンの実施
- ▶ 医療系廃棄物や廃ポリタンク等の大量漂着に対する関係国への申し入れや実務協議の開催
- ▶ 自治体レベルでの関係国の自治体との連携・協力

3.今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

- 3.8 漂流・漂着ゴミ対策に関する今後の提言
- ◆ 漂流・漂着ゴミの実態把握

全国的な実態・経年変化の把握 漂流シミュレーションの活用による発 生源の推定 河川からのゴミの流出量等の推定 海岸由来のゴミの効果的な実態把握 我が国から海外に流出するゴミの推定

海岸特性に応じた効果的な 回収・処理方法

関係者の役割分担の徹底 海岸清掃等のボランティアに対する支援 アクセスが困難な海岸・人員の確保が困 難な海岸での回収体制の検討 離島における処理体制の確立 ゴミの減容・リサイクル・有効利用の検討 効果的な海岸清掃方法のマニュアル作り • 発生抑制(発生源対策)

問題の周知と発生抑制の呼びかけ 流域に着目した発生抑制の推進 環境教育の充実 関係する事業者への注意喚起 医療系廃棄物や廃ポリタンク等の大量 漂着に対する関係国への申し入れ 国際協力の推進

◆ その他

関係者の相互協力が可能な体制づくり 多様な専門家や関係する事業者等の 議論への参加 モデル調査の他地域への成果の普及